各務原市社会福祉事業団 常務理事 清水惠子

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る

休業及び自粛の段階的解除のお知らせ

これまでの各務原市社会福祉事業団における新型コロナウイルス感染症対策に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けては、全施設に休業要請又は自粛要請を5月31日(日)までお願いしていたところですが、5月14日に岐阜県に対する国の緊急事態宣言が解除され、岐阜県からは5月15日付けの文書にて、一層の感染拡大防止を徹底の上、サービスの提供を開始する旨の通知がありました。

当事業団としましても、3密(密閉、密集、密接)を避けながら、またマスクの着用、手指消毒等の徹底を図りながら、下記のとおり、段階的な解除をさせていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

記

種類	施設名	解除の時期等
児童発達	つくし	5月25日(月)~
支援	たんぽぽ	休業を解除し、段階的利用を開始します。
	さくら	
生活介護		6月1日 (月) ~
	あすなろ	自粛を解除し、一部の活動等を制限しながら利用を
		開始します。
	ぽぷら	6月1日 (月) ~
		自粛を解除し入浴サービスから段階的に開始します。
就労継続	虹の家	5月25日(月)~
支援B型	友愛の家	休業を解除し、段階的利用を開始します。

※ 具体的な利用の方法等については、各施設から通知いたします。